

# 大学設置基準・短期大学設置基準等の改正について

## 1. 改正の趣旨

(大学等における実践的・創造的な専門職業人養成の推進)

- 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化を提言した平成27年5月の中央教育審議会答申では、新たな機関の設置形態について、
  - ① 既存の大学・短期大学と並ぶ独立の組織として設置されるとともに、
  - ② 「既存の大学・短期大学が、実践的な職業教育の専攻を新たに開設し、アカデミックな教育とより実践的な教育とを共に提供していけるよう…一部の学部や学科を転換させる等により、新たな機関を併設できるように…することが適当である」としている。
- 機関全体を専門職業人養成に特化させた大学・短期大学の枠組みとしては、今般、専門職大学及び専門職短期大学の制度化が図られたが(学校教育法の一部改正。平成31年4月施行)、専門職大学等の趣旨を既存の大学等の中にも活かし、既存の大学等の一部の組織において実践的かつ創造的な専門職業人養成の取組を推進するよう、大学設置基準・短期大学設置基準等を改正して、「専門職学科」の制度を新たに創設する。

(地域における短期大学の役割・機能の強化)

- さらに、短期大学については、中央教育審議会大学分科会が平成29年2月にとりまとめた「今後の各高等教育機関の役割・機能の強化に関する論点整理」において、「地域における高等教育機会を確保するための仕組みの強化」、「社会人学生のニーズに応じた教育の提供方法の充実」について、早急に検討を進める必要があるとされている。
- これらを踏まえ、短期大学に関し、地域における高等教育機会確保の観点から、小規模な学科においても適切な運営が可能となるよう、また、地域の産業を支える社会人のための職業教育機能・再教育機能を強化するため、短期大学設置基準の所要の規定の整備を行う。

## 2. 改正事項

### (1) 大学設置基準(省令)の一部改正 【別紙1】

- ・ 大学は、学部にも、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させるよう特別の教育課程を編成して教育を行う学科(「専門職学科」)を置くことができるものとし、専門職学科に係る基準の特例を定める。

### (2) 短期大学設置基準(省令)の一部改正 【別紙2】

- ・ 短期大学は、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成するよう特別の教育課程を編成して教育を行う学科(「専門職学科」)を置くことができるものとし、専門職学科に係る基準の特例を定める。
- ・ 短期大学の専任教員数及び校舎面積について、小規模の学科を想定した基準を追加するとともに、実務の経験を有する学生が短期大学に入学する場合に、当該実務経験を通じた能力修得への単位認定を行える仕組みを整備する。

### (3) 学位の種類及び分野の変更等に関する基準(告示)の一部改正 【別紙3】

- ・ 大学・短期大学の専門職学科の制度化に伴い、専門職学科以外の学科から専門職学科への転換等に係る一定の学科の設置について、学位の種類・分野の変更の有無にかかわらず設置認可に係らしめることとするよう、所要の規定の整備を行う。

## 大学設置基準の改正について（専門職学科の制度化）

### 《趣旨》

- 機関全体を専門職業人養成に特化させた大学の枠組みとしては、今般、専門職大学の制度が創設されたが（学校教育法の一部改正。平成31年4月施行）、さらに、専門職大学の趣旨を既存の大学の中にも活かし、大学の一部の組織において実践的かつ創造的な専門職業人養成を行う取組を推進するよう、「専門職学科」の制度を新設する。

### 《改正の概要》

#### 1. 専門職学科の設置

- ・ 大学は、学部にて、大学設置基準の定めるところにより、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させるよう特別の教育課程を編成して教育を行う学科（「専門職学科」）\*を設けることができることとする。
  - \* 医学、歯学、薬学（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）及び獣医学に関する学科を除く。
- ・ 大学は、専門職学科のみで組織する学部（「専門職学部」）のみを置くことはできないこととする。

#### 2. 専門職学科に係る設置基準の特例等

##### (1) 教育課程等

###### i) 教育課程の編成方針

- ・ 産業界等と連携しつつ、教育課程を自ら開発、不断に見直し。
- ・ 「専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力」の展開及び「職業倫理の涵養」に配慮。

###### ii) 教育課程連携協議会

- ・ 産業界及び地域社会との連携による教育課程の編成・実施のため「教育課程連携協議会」の設置を義務付け。

###### iii) 開設授業科目

- ・ 開設すべき授業科目の種類として、①一般・基礎科目〔20単位以上〕、②職業専門科目〔60単位以上〕、③展開科目〔20単位以上〕、及び④総合科目〔4単位以上〕を規定。

（注）卒業に必要な単位は124単位以上

###### iv) 実習等の重視

- ・ 卒業要件として、実習等による授業科目で40単位以上の修得を求める。
- ・ 上記の実習等による授業科目には、企業等での「臨地実務実習」による20単位を含む。
  - ※ やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげられる場合は、企業等と連携した「連携実務演習等」による一部代替も可能とする。〔5単位まで〕

###### v) 入学前の既修得単位の認定

- ・ 入学前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力を修得している場合に、当該実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなし単位認定できる仕組みを整備。〔30単位まで〕

## **(2) 教 員**

### **i) 専任教員数**

- ・ 学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数について、小規模の学科を想定した基準を追加。

※ 例えば経済学関係の学部の場合、収容定員が400人に満たない専門職学科についての基準(「200人～399人」の場合の基準)を新たに定める。

### **ii) 実務家教員**

- ・ 専門職学科に係る必要専任教員数のおおむね4割以上は「専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者」(実務家教員)とする。
- ・ 必要専任実務家教員数の二分の一以上は、研究能力を併せ有する実務家教員とする。  
※ 大学等での教員歴、修士以上の学位、又は企業等での研究上の業績のいずれかを求める。
- ・ 必要専任実務家教員数の二分の一以内は、「みなし専任教員」(専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部・学科の運営について責任を有する者)で足りるものとする。

## **(3) 学 生**

### **i) 入学者選抜**

- ・ 実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うことを努力義務化。

### **ii) 同時に授業を行う学生数**

- ・ 原則として40人以下とする(教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると思われる場合は、この限りでない。)

## **(4) 施設設備等**

### **i) 校舎面積**

- ・ 学部の種類に応じ定める校舎面積について、小規模の学部を想定した基準を追加。

※ 収容定員が200人に満たない専門職学部について、「100人まで」及び「199人まで」の場合の基準を新たに定める。

- ・ 専門職学部に係る校舎面積については、臨地実務実習が必修である等の特性を考慮し、卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用により確保する場合等、一定の要件の下に、必要校舎面積を減ずることを可能とする。

### **ii) 実務実習に必要な施設**

- ・ 臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保するものとする。

## **3. 施行期日**

- ・ この改正は、平成31年4月1日から施行する。

## 短期大学設置基準の改正について (専門職学科の制度化、小規模学科のための基準の整備等)

### 《趣旨》

- 機関全体を専門職業人養成に特化させた短期大学の枠組みとして、今般、専門職短期大学の制度が創設されたが(学校教育法の一部改正。平成31年4月施行)、さらに、専門職短期大学の趣旨を既存の短期大学の中にも活かし、短期大学の一部の組織において実践的かつ創造的な専門職業人養成を行う取組を推進するよう、「専門職学科」の制度を新設する。
- 地域における高等教育機会確保の観点から、小規模な学科においても適切な運営が可能となるよう、また、地域の産業を支える社会人のための職業教育機能・再教育機能を強化するため、所要の規定の整備を行う。

### 《改正の概要》

## I. 専門職学科の制度化

### 1. 専門職学科の設置

- ・ 短期大学は、短期大学設置基準の定めるところにより、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成するよう特別の教育課程を編成して教育を行う学科(「専門職学科」)を設けることができることとする。
- ・ 短期大学は、専門職学科のみを置くことはできないこととする。

### 2. 専門職学科に係る設置基準の特例等

#### (1) 教育課程等

##### i) 教育課程の編成方針

- ・ 産業界等と連携しつつ、教育課程を自ら開発、不断に見直し。
- ・ 「専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力」の展開及び「職業倫理の涵養」に配慮。

##### ii) 教育課程連携協議会

- ・ 産業界及び地域社会との連携による教育課程の編成・実施のため「教育課程連携協議会」の設置を義務付け。

##### iii) 開設授業科目

- ・ 開設すべき授業科目の種類として、次の①～④を規定。
  - ①一般・基礎科目 [2年制で10単位以上／3年制で15単位以上]
  - ②職業専門科目 [2年制で30単位以上／3年制で45単位以上]
  - ③展開科目 [2年制で10単位以上／3年制で15単位以上]
  - ④総合科目 [2年制・3年制で2単位以上]

(注) 卒業に必要な単位は2年制で62単位以上、3年制で93単位以上

##### iv) 実習等の重視

- ・ 卒業要件として、実習等による授業科目で20単位以上の修得を求める。
- ・ 上記の実習等による授業科目には、企業等での「臨地実務実習」を一定単位数含む。[2年制で10単位／3年制で15単位]
  - ※ やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげられる場合は、企業等と連携した「連携実務演習等」による一部代替も可能とする。[5単位まで]

## (2) 教 員

### 実務家教員

- ・ 専門職学科に係る必要専任教員数のおおむね4割以上は「専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者」(実務家教員)とする。
- ・ 必要専任実務家教員数の二分の一以上は、研究能力を併せ有する実務家教員とする。
  - ※ 大学等での教員歴、修士以上の学位、又は企業等での研究上の業績のいずれかを求める。
- ・ 必要専任実務家教員数の二分の一以内は、「みなし専任教員」(専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部・学科の運営について責任を有する者)で足りるものとする。

## (3) 学 生

### i) 入学者選抜

- ・ 実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うことを努力義務化。

### ii) 同時に授業を行う学生数

- ・ 原則として40人以下とする(教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると思われる場合は、この限りでない。)

## (4) 施設設備等

### i) 校舎面積

- ・ 専門職学科に係る校舎面積については、臨地実務実習が必修である等の特性を考慮し、卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用により確保する場合等、一定の要件の下に、必要校舎面積を減ずることを可能とする。

### ii) 実務実習に必要な施設

- ・ 臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保するものとする。

## **Ⅱ. 小規模学科のための基準の整備等**

### **1. 小規模学科のための基準の整備**

- ・ 専任教員数及び校舎面積について、小規模の学科を想定した基準を追加。
  - ※ 専任教員数については、入学定員が設置基準に定める数に満たない場合、二割の範囲内で兼任の教員をもって代えることができるものとする。
  - ※ 校舎面積については、収容定員「100人まで」の場合に加え「50人まで」の場合の基準を新たに定める。

### **2. 入学前の実務経験を通じた能力修得に対する単位認定**

- ・ 入学前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力を修得している場合に、当該実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなし単位認定できる仕組みを整備。〔2年制で15単位まで／3年制で23単位まで〕

## **Ⅲ. 施行期日**

- ・ この改正は、平成31年4月1日から施行する。

## 「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」(告示)の一部改正について

### 《趣旨》

- 「専門職大学」等の制度化(学校教育法の一部改正。平成31年4月施行)を受け、さらに、専門職大学等の趣旨を既存の大学等の中に活かす仕組みとして、大学等の「専門職学科」の制度の新設(大学設置基準・短期大学設置基準の一部改正)が検討されている。
- 一般に、大学等の学科の設置については、「学位の種類及び分野の変更を伴わない」場合は認可を要さず、届出のみで行えるものとされているが、専門職学科以外の学科から専門職学科への転換等に係る一定の学科の設置については、学位の種類・分野の変更の有無にかかわらず、設置認可に係らしめるよう、「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」(告示)の所要の規定の整備を行う。

### 《改正の概要》

#### 1. 専門職学科の設置に関する認可・届出の取扱い

- ・ 文部科学大臣の認可を要さず、届出のみで行える学科等の設置の範囲を定める「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」第1条第1項の規定は、次の①・②に掲げる学科等の設置には適用しない旨の規定を追加。
  - ① 専門職学科を設けていない大学等が行う専門職学科の設置
  - ② ある分野において専門職学科のみを置く大学等が、当該分野について行う専門職学科以外の学科等の設置

#### 【参考】学位の種類及び分野の変更等に関する基準(平成15年文部科学省告示第39号)《現行》

(学位の種類及び分野の変更に関する基準)

第一条 大学の学部若しくは学部の学科、大学の大学院の研究科若しくは研究科の専攻若しくは短期大学の学科の設置又は当該専攻に係る課程の変更(以下この項において「設置等」という。)であつて、学校教育法(以下「法」という。)第四条第二項第一号又は学校教育法施行令(以下「令」という。)第二十三条の二第一項第一号に該当するものは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する設置等とする。

- 一 設置等の前後において、当該大学が授与する別表第一の上欄に掲げる学位の種類の変更を伴わないこと
- 二 設置等の前後において、別表第一の上欄に掲げる学位の種類に応じ同表の下欄に掲げる学位の分野の変更を伴わないこと

#### 別表第一

学位の種類	学位の分野
学士、修士及び博士	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係、医学関係、歯学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係(看護学関係)、保健衛生学関係(リハビリテーション関係)、保健衛生学関係(看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。)
(略)	(略)
短期大学士	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係(看護学関係)、保健衛生学関係(リハビリテーション関係)、保健衛生学関係(看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。)
(略)	(略)

#### 2. 施行期日

- ・ この改正は、平成31年4月1日から施行する。